

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		
	3 東日本大震災からの復興に係る業務の実施 (1) 福島県の原子力災害被災地域における復興支援 (2) 津波被災地域における復興市街地整備事業の推進		
業務に関連する政策・施策			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など） 都市再生機構法 11 条第 1 項等
当該項目の重要度、難易度（困難度）		－	関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目 標期間最終 年度値等）	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度		R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
								予算額（百万円）	73,788	55,528	21,808	10,049	－
								決算額（百万円）	60,533	43,784	4,741	4,565	－
								経常費用（百万円）	65,910	46,533	6,860	6,005	－
								経常利益（百万円）	▲311	▲803	▲1,228	▲732	－
								行政コスト（百万円）	65,940	46,705	6,948	6,042	－
								従事人員数（人）	245	189	112	87	－

注) 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)		
3. 東日本大震災からの復興に係る業務の実施 東日本大震災の復興事業については、津波被災地域での事業が終盤を迎えているものの、福島県の原子力災害被災地域での支援が本格化する状況にあり、これらに取り組むことが必要である。 このため、機構は、復興支援を引き続き機構の最優先事項として位置づけ、適切に事業執行管理を行い、スケジュールを遵守し、施工品質及び安全を確保しつつ、復興事業を着実に実施すること。また、事業進捗に合わせた体制整備や機動的な組織運営を行うこと。	3 東日本大震災からの復興に係る業務の実施 東日本大震災の復興事業については、津波被災地域での事業が終盤を迎え、また、福島県の原子力災害被災地域での支援が本格化する中、復興支援を引き続き機構の最優先業務として位置づけ、適切に事業執行管理を行い、スケジュールを遵守し、施工品質及び安全を確保しつつ、復興事業の着実な実施に努める。また、事業進捗に合わせた体制整備・機動的な組織運営を行う。	<主な定量的な指標> - <その他の指標> ・3町(大熊町、双葉町、浪江町)から委託を受けた復興拠点整備事業等7地区約208haについて、令和5年度までに約133haの宅地等の引渡しを完了。各地方公共団体が定める事業計画等に基づき着実に実施 ・岩手県、宮城県、福島県の12地方公共団体から委託を受けた復興市街地整備事業22地区約1,314haについて、各地方公共団体が定める事業計画に基づき着実に実施	<主要な業務実績> ① 支援体制等 東日本大震災の復興支援業務については、津波被災地域での事業が終盤を迎え、福島県の原子力災害被災地域での支援が本格化する中、引き続き復興支援を機構の最優先業務として位置付け、令和元年4月に福島県いわき市に福島震災復興支援本部を設置し、岩手震災復興支援本部と宮城震災復興支援本部の合わせて3本部体制で支援を実施した。 また、福島県の原子力災害被災地域における支援体制は、令和元年度以降、毎年、現地職員の増員強化を図った。更に、令和2年にはソフト支援を推進する専門の課を設置するなど、地元の意向を汲み取りながら、ハードとソフトの様々な施策を確実に積み上げ、継続して支援を実施している。 津波被災地域における復興市街地整備事業は、令和3年度末に全ての受託業務を完了したため、現地支援体制は、事業完了に向けて適切な規模に見直しを行った。具体的には、令和4年度から岩手・宮城震災復興支援本部を岩手震災復興支援事務所と宮城震災復興支援事務所に縮小、令和5年から岩手震災復興支援事務所と宮城震災復興支援事務所を岩手・宮城震災復興支援事務所へ統合した。	<評定と根拠> I-3-(1)(2) 評定：A <評価の概要> 東日本大震災の復興支援業務については、令和2年度の「復興・創生期間」の終了に向けて、復興事業の総仕上げを行い、令和3年度以降の「第2期復興・創生期間」においても、引き続き機構の最優先業務に位置付け、進捗状況にあわせた適切な支援体制を確保しながら、復興まちづくりの推進に貢献している。 福島県の原子力災害被災地域においては、住民・経済活動もゼロからの復興という状況において、ハードとソフトの様々な施策を確実に積み上げ継続して支援を行い、復興まちづくりの推進に寄与した。 津波被災地域における復興市街地整備事業では、CM方式を活用する等により令和3年度末で全地区において受託業務を完了させ、被災地における一日も早い復興まちづくりの推進に貢献した。 また、整備完了後の造成地や移転元地においても、アフターフォローとして会議体に参画し、機構のまちづくり支援を通じて得られた知見を提供するなど様々な支援も行い、被災地域の土地利活用の推進にも寄与した。 災害公営住宅整備事業においても、復興市街地整備事業と同様、全ての建設要請について、令和2年度末で建設及び引渡しを完了し、被災地における復興まちづくりの推進に貢献した。	評定		評定	
		(1) 福島県の原子力災害被災地域における復興支援 被災地方公共団体からの委託を受けた復興拠点整備事業等(3地区約117ha。令和2年度までに宅地等引渡し完了予定。令和3年度以降は7地区約208ha。そのうち、令和5年度までに約133haの宅地等引渡し完了予定。)を着実に実施するとともに、被災地方公共団体からの復興拠点整備事業や復興まちづくりに係るコーディネート等の技術支援の要請に応じ、引き続き、国と連携しながら、復興まちづくり支援を更に進める。	<評価の視点> ・被災地の早期の復興を実現するため、復興事業を遅延することなく、計画どおり着実に進めているか。	② 福島県の原子力災害被災地域における復興支援 3町(大熊町、双葉町、浪江町)				
		(2) 津波被災地域における復興市街地整備事業の推進 被災地方公共団体から委託を受けた津波被災地における復興市街地整備事業(22地区約1,314ha。令和2年度までに宅地等引渡し完了予定。)等について、事業計画に基づき着実に実施する。						

から委託を受けた復興拠点整備事業（7地区、約208haのうち、令和5年度までに約133haの宅地等引渡し完了予定。）を着実に推進し、令和4年度までに、約108haの引渡しが完了した。令和5年度までには約133haの宅地引渡しが完了する見通しである。

また、町が実施する復興拠点内の公的施設整備に係る建築物整備事業支援や町の関係人口創出に向けた地域再生支援等のソフト支援も着実に実施し、ハード・ソフトの両面から復興まちづくり支援を加速した。

【受託事例】

所在	地区・事業	事業区域面積	受託年月
大熊町	大川原・一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業)	18ha	H29.4
	下野上・一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業	42ha	R2.8
	大熊西・工業団地整備事業	21ha	R3.5
双葉町	中野・一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業	50ha	H29.10

このように、事業進捗に合わせて現地復興支援体制を整備しながら事業を着実に実施するとともに、国、県及び被災自治体の要請に応じ、様々な施策を確実に積み上げ、継続して支援を実施したことは、被災地の復興まちづくりの推進に大きく寄与したといえる。

東日本大震災における機構の復興支援に対して、各首長から感謝状をいただくなど、機構への評価と感謝の言葉を多々頂戴し、さらに、機構が復興支援した地区において、その復興まちづくりが評価され、全建賞やグッドデザイン賞等を受賞した。

以上により、量及び質ともに第4期中期目標期間における所期の目標を上回る成果をあげた点を考慮し、A評定とする。

	双葉駅西側・一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業	24ha	H30.11
	棚塩・産業団地整備事業	49ha	H29.12
浪江町	浪江駅周辺・一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業	8ha	R4.5

※ 原子力災害被災地域における一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業については、全体約142ha、5地区の全てを機構が実施した。

③ 津波被災地域における復興支援

・復興市街地整備

16 自治体から委託を受け、26 地区で事業計画等の策定・検討を行った。また、12 自治体から委託を受けて22 地区1,314ha の事業を実施し、令和3 年度中に全ての受託業務が完了した。なお、津波被災地域における復興市街地整備事業の大半を占める土地区画整理事業については、地域全体約1,889ha、65 箇所（機構調べ）の約6割1,122ha（25 箇所）において機構が支援を実施した。

併せて、復興市街地整備事業で整備した中心市街地の効果的な発信施策に関する提言や造成地や移転

			<p>元地の土地利用の推進を支援するため、復興庁・被災3県による「土地利用推進に関する実務担当者会議」へ参画するなど土地利用促進に向けたソフト支援も行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害公営住宅整備 平成 29 年度に建設要請を受けた 1 地区 99 戸が、令和 2 年度に完成し、計 86 地区 5,932 戸※の引渡し が全て完了した。 ※ 原子力災害被災地域を含め、整備された災害公営住宅約 29,800 戸（機構調べ）の約 2 割に相当。 ・CM 方式の活用等 平成 24 年度に復興市街地整備事業において導入開始した CM 方式については、市町・機構・CMR（コンストラクションマネージャー）が連携した各種課題等への対応や遅延防止、建物等の同時立ち上がりに必要な施工と並行したライフライン調整等、導入したマネジメント方式の利点を活用することで工期短縮等の効果が成果に大きく結びつき、令和 2 年度に全地区で宅地整備完了した。 さらに、CM 方式に関して、土木学会での事例紹介や機構ホームページでの効果分析報告書公表等により情報発信を行った。また、これらに対して他機関から多数の問合せがあり、詳細説明や意見交換を行った。 このほか、これまでの東日本大震災の実績が評価され、令和 2 年 3 月に宮城県から更なる追加支援の要請があり、令和 2 年度から気仙沼市及び石巻市の復興事業間調整に係る技術支援を開始し、令和 4 年度ま 		
--	--	--	---	--	--

			<p>でに支援が完了した。</p> <p>また、令和3年度に「東日本大震災復興市街地整備事業事業史」を発刊したほか、各種講演会等に積極的に登壇し、復興支援を通じて機構が得た教訓の幅広い層への普及展開に努めている。</p>			
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報						
無し						